



法人会ニュース

第68号

発行所
相馬市中村字桜ヶ丘54-1
(公社) 相双法人会
発行人
只野 裕一
編集
広報委員会
発行日
令和4年11月1日

相双地区の復興のあゆみ



双葉町:双葉町役場



小高支部秋祭り



八月四日、女性会総会並びに親睦交流会をホテル丸屋グランデ(南相馬市)にて開催した。当日は総会開催前に、健康体操と題し、福島県レクリエーション協会の方を講師に迎え、一時間程度軽い体操や、体を衰えさせないようにする小話などをご講話頂いた。

講演終了後総会へと移行した。総会議題として、令和三年度事業報告について、令和四年度事業計画についてを報告した。

事業計画の中で、昨年度から始まった食品ロスの削減について、今後も継続して行くことや、全法連の課題である健康経営について、登山やパークゴルフを通して「楽しく体を動かしながら健康に！」を目指し、今後も会員一丸となり続けていく。

八月五日、ホテル丸屋グランデ(原町区)にて令和四年度青年部会総会を開催した。

まず初めに、令和二年度事業報告、令和四年度年度事業計画についてを報告した。

今年度は、全法連で課題としている健康経営をより会員へ浸透させることや、役員も積極的な活動を行うことを目標とした。

また、青年部会の会員拡大について、令和五年度に行われる青年部会連絡協議会会員研修会相双大会へ向けて、各会員からの紹介を今後も継続的に増やしていくことを周知した。

次年度の相双大会は、震災後初の開催となり、前回大会の平成十八年以降とおり、前回大会の平成十八年以來となる。



青年部会総会

**決算申告法人説明会
並びに新設法人説明会
はまなす館(相馬市)**

八月三日、決算申告説明会並びに、インボイス制度説明会を相馬税務署と共に開催した。

開催にあたり、感染症対策として、検温・マスクの着用・ソーシャルディスタンスを保った上で開催となつた。

今回は六月～八月決算法人と新法人を対象として開催し、決算説明会には十六社十九名が参加。インボイス説明会には、三十三社三十五名が参加した。



経営者の皆さまへ 法人会とは

1. 企業と社会の発展を目指して国に税の提言!
2. 税の知識を経営の力に!
3. 経営者の仲間ができる!

法人会ってどんな団体?
税の知識活動
活動内容
地場社会への貢献
税と経営の研修
税と経営の研修
税の知識活動
活動内容
地場社会への貢献
税と経営の研修
税と経営の研修

税に強い経営者が
次世代を
支える!

国や社会に貢献する経営者の団体として
様々な活動を行っています

法人会 詳しくはWEBへ 法人会

(公社)相双法人会 〒976-0042 福島県相馬市中村桜ヶ丘54-1 TEL.0244-36-5754

税に強い経営者が次世代を支える!

法人会は「令和5年度税制改正に関する提言」を決議しました。

1 中小企業は地域経済の底い手であるだけではなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギー・資源材料価格の上昇などがあり、経営環境は一段と厳しさを増している。そうした中で求められるのは、中小企業の活性化に資する税制措置の確立である。

2 我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという深刻な構造問題を抱えている。財政健全化は国家の課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革を入れるよう準備を進めることが重要である。

税を考える週間 11月11日(金)～17日(木)

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。
(公社)相双法人会 〒976-0042 福島県相馬市中村桜ヶ丘54-1 TEL.0244-36-5754

法人会



法人会とは? 1.企業と社会の発展を目指して国に税の提言! 2.税の知識を経営の力に! 3.経営者の仲間ができる!

詳しくはWEBへ 法人会

租税教室

令和4年度も相双管内の多くの小学校から「租税教室を開催して欲しい」との要望を頂き、富岡町の富岡小学校から始まり、十三回・十三校へ青年部会・女性部会の役員が講師として訪問する。

今年度も新型コロナ感染症対策で、マスクの着用・アルコール消毒を行ったうえで一億円のレプリカに触れて見たり、税に関するアニメのDVDを見たり、と普段の授業ではできないような体験をしてもらった。

租税教室日程

月日	学校名	講師名
4/26	富岡小学校	神谷 健二



月日	学校名	講師名
4/28	小高小学校	番場三和子 竹内 久子



月日	学校名	講師名
5/18	大野小学校	菅原多美子 八卷 裕美



月日	学校名	講師名
5/30	檜葉小学校	吉田 学 鈴木 州治



月日	学校名	講師名
5/30	葛尾小学校	齋藤 イネ 齋藤 才子



租税教室

月日	学校名	講師名
6/6	原町第二小学校	齋藤 イネ 栗原三和子 新妻 安子



月日	学校名	講師名
6/8	川内小中学園	齋藤 イネ 永橋 律子



月日	学校名	講師名
6/14	原町第三小学校	朝田 英謙 高木 徳行 横山 英輝



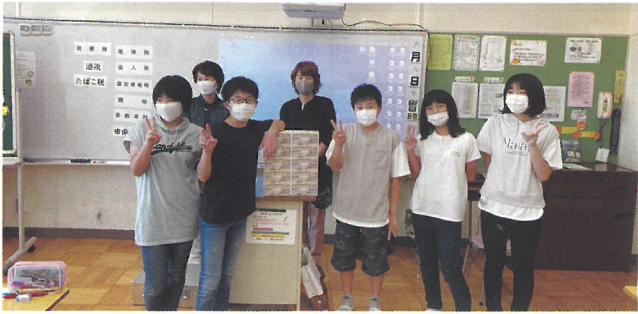
月日	学校名	講師名
6/14	八沢小学校	齋藤 イネ 川崎るみ子



月日	学校名	講師名
6/21	高平小学校	番場三和子 佐々木優子



月日	学校名	講師名
9/9	山上小学校	菅原多美子 八巻 裕美



法人会からの提言

意見広告

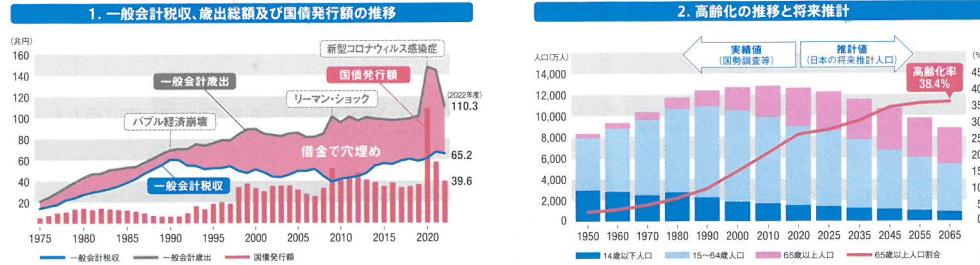
少子高齢化、人口減少、1,000兆円の国債。

将来世代に先送りせず、財政の健全化を！

中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される「経営者の団体」「公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月22日開催の理事会において「令和5年度税制改正に関する提言」を決議しました。コロナ禍は最悪期を脱し、我が国も「ウイズコロナ」と呼ばれる共生の段階に入ったとされます。しかし、業種によってはその後遺症で破綻に追い込まれる企業も多くあります。特に地域経済と雇用を担っている中小企業は経営基盤が弱いことから、我が国経済の土台が揺らがないよう税財政や金融面から実効性ある対策を求めています。また、我が国財政は先進国の中で突出して悪化していたところに100兆円近くともいわれる莫大なコロナ対策費が加わり、国債発行残高はついに1,000兆円の大台を突破しました。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務です。その他、持続可能な社会保障制度の構築、国・地方を通じて徹底した行政改革の推進等も求めています。今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体等に対して提言活動を行って参ります。



公益財団法人 全国法人会総連合
会長 小林 栄三
伊藤忠商事(株)名誉理事



1. (注1) 令和3年度までは決算、令和4年度は補正後予算による。(注2) 公債発行額は、平成2年発表は沿岸地帯における平和医療活動を支援する財を講道場としたの最終特別公債、平成6~8年度は消費税率3%から5%への上昇に先行して行った減税による相対収入の減少を補うための還税率特別公債、平成23年度は東日本震災からの復興のため実施する効率的復旧と持続するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金支給率2%の引き上げによる基礎年金支給率2%の引き上げによる財政負担を削減するための資金供給債に該当している。
※財政再建法と並行して実施する「令和2年税制改正」は、2020年4月1日より施行される。(注3) 2025年以降は国民社会医療・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成20年の推計)」の出生中位・死亡中位を仮定による推計結果。
※グラフは政府公表資料から引用。

令和5年度税制改正に関する提言(概要)

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体制改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とするだけでなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行する。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。また、社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。

3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府・議会が「まず魄り始める」の精神に基づき自ら身を削ることが重要であり、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行する。

4. マイナンバー制度

マイナンバーカードは、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけではなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引き上げ。

(2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

(2) 相続税・贈与税の納税猶予制度の充実

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するの

が適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。

(2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行な際に際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

III 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。コロナ禍はまた、東京一極集中のリスクも浮き彫りにし、テレワークの拡大等により地方への転出が増加する傾向も見られた。しかし、その規模は極めて小さく地方活性化の原動力にはなり得ない。やはり、自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開拓していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

* 提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約75万社の会員企業を擁する団体です。41都道府県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への相続教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。なお、法人会青年部会では、社会貢献活動に向けたアクションプランに取り組んでいます。

*「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

(相馬税務署からのお知らせ)

令和4年分の年末調整

例年、源泉徴収義務者の皆様方へは、「年末調整のしかた」、「源泉徴収税額表」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」のパンフレット等を一律に送付しておりましたが、令和4年分以降は、これらの送付に代えて、年末調整の手順や国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」などを案内したリーフレットを送付することとしておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

国税庁ホームページ「年末調整がよくわかるページ」

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>



【お知らせ】

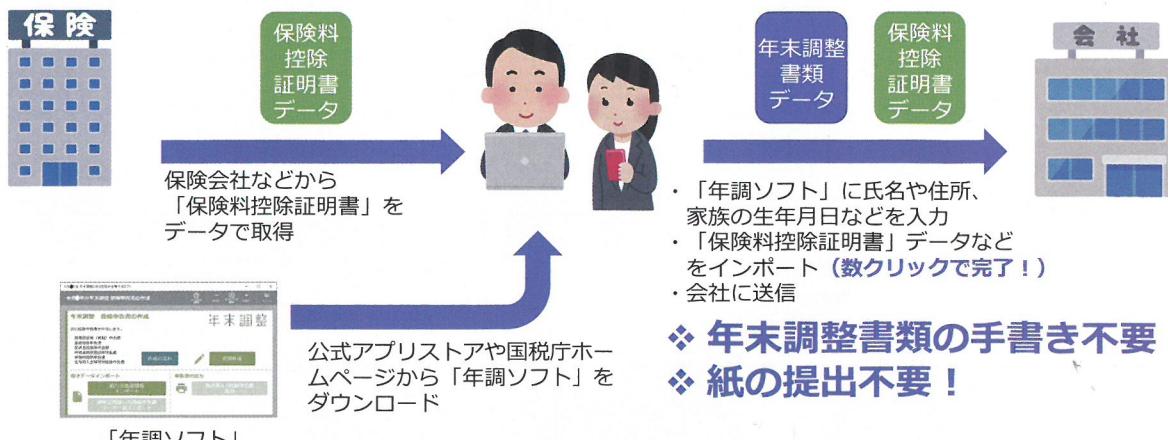
- 令和4年分の年末調整の計算においては、令和3年分から大きな改正事項はありません。
- 基礎控除の適用を受ける方は、基礎控除申告書の提出が必要となりますので、提出漏れがないようご注意ください。
- 令和3年分から、税務署主催の年末調整説明会は実施しておりません。

年末調整手続の電子化

これまでの年末調整では、従業員は保険会社、金融機関、税務署等から控除証明書等を書面(ハガキ等)で受け取り、それを基に手書きで各種控除申告書を作成して書面で勤務先に提出するなど、年末調整の一連の手続きを書面で行っていました。

この一連の手続きが電子化されると、従業員は控除証明書等を電子データで受け取り、当該データを電子化に対応した民間ソフトウェアや国税庁が提供する年末調整控除申告書作成用ソフトウェア(通称「年調ソフト」)にインポートすることで、各種控除申告書をデータ作成しメール等で勤務先に提出することができるようになります。

なお、詳細については、国税庁ホームページの「年末調整手続の電子化に向けた取組について」(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>)をご覧ください。





(相馬税務署からのお知らせ)

全ての事業者の方が
かかわってきます!!

令和5年10月にインボイス制度が始まります

1 インボイス制度とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。)。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

2 登録申請はお早めに!

インボイス発行事業者になるためには、所轄税務署長に対し適格請求書発行事業者の登録申請を行う必要があります。**制度開始の令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。**

「取引先への登録番号の通知」や「請求書のフォーマットの見直し」などの準備が必要となる場合がありますので、登録を予定されている方は、早期の登録申請をお勧めしています(登録申請書の提出から登録通知書の受領まで、1ヶ月程度時間を要します。)。

3 説明会のご案内

インボイス制度についてご理解したうえで登録申請をしていただけるよう、相馬税務署では、以下の日程にて同制度の説明会を開催します。

事前申込制となりますので、説明会へ参加する場合には相馬税務署法人課税第一部門(Tel0244-36-3942)まで連絡をお願いします。

【インボイス制度説明会】

開催時間	会 場	定員	事前申込締切日
11月2日(水) 15:30～ 16:20	相馬市総合福祉センター(はまなす館) 第二・第三会議室 (相馬市小泉字高池357)	48名	10月31日(月) 17:00
12月1日(木) 13:30～ 15:30	相馬税務署2階会議室 (相馬市中村字曲田92-2)	20名	11月29日(火) 17:00

主として免税事業者向けの説明会です。

【インボイス制度説明会～消費税の仕組みから知りたい方向け～】

開催日	開催時間	会 場	定員	事前申込締切日
11月17日(木)	13:30～ 15:30	相馬税務署2階会議室 (相馬市中村字曲田92-2)	20名	11月15日(火) 17:00
12月15日(木)	13:30～ 15:30	相馬税務署2階会議室 (相馬市中村字曲田92-2)	20名	12月13日(火) 17:00



法人会の「経営者大型総合保障制度」は
1971年に創設されました。
想いをつないで50年。
これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DAIKO 大同生命保険株式会社

郡山支社 相双営業所/
福島県南相馬市原町区旭町4-91-17
(あいおいニッセイ同和損保原町ビル3F)
TEL 0244-24-2646

AIG AIG損害保険株式会社

仙台支店/
宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3
(富士火災仙台ビル3F)
TEL 022-221-2532

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がん保険にできることを、もっと。

幅広い保障による経済的な安心に加え、さまざまな
がんの悩みの解決をサポートするがん保険

POINT
1

幅広い保障で経済的負担をサポートします。

POINT
2

付帯サービスくアフラックのよりそがん相談サポート(*)> 2023年1月23日
サービス提供開始予定
アフラックのよりそがん相談サポーターが
さまざまな悩みの解決をサポートします。

(*) アフラックのよりそがん相談サポートはHatch Healthcare株式会社またはHatch Healthcare 株式会社の提携先が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ
<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html>をご確認ください。

NEW
「生きる」を創る
がん保険
WINGS



◎商品およびサービスの詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。



「生きる」を創る。
Aflac アフラック

郡山支社 〒963-8005 福島県郡山市清水台2-13-23 郡山第一ビル5F
法人会用フリーダイヤル **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1 アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数
令和3年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度
公認財團法人
全国法人会総連合